

港湾局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由</a> ( <a href="#">随意契約理由番号</a> )	WTO
1	G20大阪サミット開催に伴うコンテナターミナル(C8)ゲートオープン時間延長業務委託	その他	日東物流株式会社	¥8,762,281	R1.6.3	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	コンテナターミナルゲートの時間延長については、現在コンテナターミナルの運営を行っている港運事業者が唯一の履行可能事業者であるため。	—
2	G20大阪サミット開催に伴うコンテナターミナル(C9)ゲートオープン時間延長業務委託(その2)	その他	三菱倉庫株式会社 大阪支店	¥16,039,797	R1.6.14	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	同上	—
3	大阪港高潮対策検討業務委託	港湾及び空港	株式会社エコー	¥21,913,200	R1.6.18	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、6号	G3、G28	—